

○国立大学法人上越教育大学建設コンサルタント選定委員会要項

(平成26年4月1日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学における建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に必要な事項を審議するため、建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定に関する事項
- (3) 技術提案書の特定に関する事項

(組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 施設安全・環境委員会委員長
- (2) 事務局次長
- (3) 学識経験者2人
- (4) 施設課長

2 選定委員会は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、その他の学識経験者の協力を求めることができる。

(委員の委嘱及び任期等)

第4条 前条第1項第3号の委員は学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 選定委員会に委員長を置き、事務局次長をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は選定委員会を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決数)

第7条 選定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第8条 選定委員会に関する事務は、施設課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、選定委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。